

2017年（平成29年）12月12日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会
会長 小原正敏

要望及び勧告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、以下のとおり要望及び勧告します。

第1 要望及び勧告の趣旨

- 1 貴所における、全ての職員に対し、受刑者の歩き方について、集団管理及び所内の規律秩序維持のために必要な限度（複数人の場合は一列又は二列になって歩くというような整然とした行動の要請）をこえて指導してはならない旨を周知徹底するよう要望する。
- 2 受刑者が発信する信書のうち、当会宛てのものにつき、いかなる態様においても内容の確認を行わないよう勧告する。

第2 要望及び勧告の理由

1 行進指導について

（1）認定した事実

平成23年12月12日から平成24年8月27日までの間、貴所において、受刑者の移動に際して、刑務官が受刑者に対して、腕・足（太もも部分）をともに水平程度まで上げ、イチ・ニという号令を各自が発するという態様での行進をするよう指導したことがある。

また、貴所は、受刑者の移動時に、「イチ・ニという号令を各自が発すること」、歩き方についても、「腕組みをしたり、懐やポケットに手を入れたりせず、両手を自然に伸ばして歩き、故意に肩を振ったり、履き物を引きずるなど、だらしない歩き方をしないこと」についての指導を行っている。

（2）事実認定の根拠

当会からの照会に対する貴所の回答によると、平成23年12月12日から平成24年8月27日までの間、貴所において、受刑者の移動に際して、「刑務官が受刑者に対して、腕・足（太もも部分）をともに水平程度ま

で上げ、イチ・ニという号令を各自が発するという態様での行進をするよう指導した事実がありますか。」「受刑者の腕が水平まで上がっていない、あるいは足（太もも部分）が水平程度にまで上がっていない場合、刑務官が『上げろ』『もっと大きい声を出せ』などと指示した事実がありますか」との問いに対して、「当該指導を行ったか否かについて、記録はありません。しかしながら、当所が各担当者に対し、受刑者を指導する際、腕および足を水平の高さまで上げさせるよう指示した事実はありません」とする一方で、「受刑者を集団で移動させる際、『いち・に』と呼称させながら移動させています」、「歩き方について、腕組みをしたり、懐やポケットに手を入れたりせず、両手を自然に伸ばして歩き、故意に肩を振ったり、履き物を引きずるなど、だらしない歩き方をしないよう指導しています」とのことであった。

申立人によれば、申立人が配役となった工場は複数あるところ、そのうち、平成23年12月12日～平成24年8月27日まで所属していた15工場のほか、8工場、10工場では、担当刑務官が、舎房から工場、工場から運動場の行き帰りの際などに、「腕・足（太もも部分）を共に水平程度まで上げ、イチ・ニという号令を各自が発する」よう指導を受け、出来ていないと刑務官から「上げろ」「もっと大きい声を出せ」などの指示を受けていたとのことである。

貴所の回答によっても、「当該指導を行ったか否かについて記録はない」とされているにすぎないところ、申立人が、軍隊的行進について具体的に指導を受けた工場と受けていない工場があることを述べていることからすれば、特定の工場（刑務官）においては、「腕・足（太もも部分）を共に水平程度まで上げ、イチ・ニという号令を各自が発する」指導をしていると認定するのが合理的である。

また、貴所としても、腕・足（太もも部分）を共に水平程度まで上げることは指導していないとしても、「イチ・ニという号令を各自が発すること」「腕組みをしたり、懐やポケットに手を入れたりせず、両手を自然に伸ばして歩き、故意に肩を振ったり、履き物を引きずるなど、だらしない歩き方をしないこと」についての指導を行っていることは認めている。

(3) 当会の判断

ア 大きな声でかけ声を上げさせ、手足を必要以上に振らせるという、いわゆる軍隊式行進を強制することは、受刑者の行動を不必要に制限するものであり、人権侵害のおそれ大きいといわざるを得ない。

当会は、貴所に対し、平成22年12月7日付け勧告書により、「被収容者に『イチ・ニー』と大きな声でかけ声を上げさせ、手足を必要以上に振らせる行進方法を行わせること」及び「被収容者の運動時間中に、上記行

進を行うための行進訓練を行うこと」を直ちにやめるよう勧告している。

また、いわゆる「軍隊的行進」については、平成15年12月22日付行刑改革会議提言において、「受刑者及び刑務官双方からこれを見直すべきとする意見」があるとされているところである。

イ 上記勧告でも述べたとおり、受刑者の移動に際し、集団管理および所内の規律秩序維持のために、受刑者に一定の制約を課すことの必要性自体は否定できないとしても、例えば、複数人の場合は一列あるいは二列になって歩くというように、整然とした行動を要請すれば十分であり、それ以上に一定の進行方法を取らせる必要はなく、歩行時の掛け声や手足の振り方についてまで指導をすることは行き過ぎである。

ウ したがって、貴所の職員（の少なくとも一部）が、集団移動の際に、受刑者に対して、腕・足（太もも部分）をともに水平程度まで上げ、イチ・ニという号令を各自が発するという態様での行進をするよう指導している点については、速やかにこれをやめさせる必要がある。また、受刑者の移動時に、「腕組みをしたり、懐やポケットに手を入れたりせず、両手を自然に伸ばして歩き、故意に肩を振ったり、履き物を引きずるなど、だらしない歩き方をしない」よう指導している点についても、速やかにこれをやめさせる必要がある。そして、これらについては、あらためて貴所から刑務官等職員に対して周知徹底していただくよう要望する。

2 当会人権侵害救済申立書に対する検査について

(1) 認定した事実

貴所は、申立人が当会宛てに発信した信書全てについて、信書の記述内容の確認を行った。

(2) 事実認定の根拠

当会からの照会に対する貴所の回答によると、貴所では、受刑者が「国又は地方公共団体の機関や弁護士等（弁護士会を含む。）」に対して信書を発信したいと願い出た場合（法127条2項2号、同3号）、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において検査を実施しているところ、該当性確認のための「必要な限度」の検査としては、提出された信書の記述内容の確認を含めて行っているとのことである。

また、同じく当会からの照会に対する貴所の回答によると、申立人は、少なくとも、平成23年4月28日、同年7月5日、同年12月21日、同24年5月7日、同年6月27日（ただし当会へ到着した封筒によれば、封かん日6月25日、消印は6月24日となっており、当会受領日が6月27日とされている。）に、当会人権擁護委員会宛に信書を発信したところ、貴所では、本件信書全てについて、提出された信書の記述内容の確認も行

い、当会人権擁護委員会宛の発信書であることを確認したとのことである。

(3) 当会の判断

当会宛ての信書について内容の検査を行うことは、憲法13条、21条及び32条、国際人権（自由権）規約19条2項及び14条1項等の国際準則、並びに、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律127条により保障された、被収容者が法的な問題について専門家ないし専門機関である弁護士等と自由かつ秘密に通信する権利、ひいてはその裁判を受ける権利を侵害するものである。

この点、日本弁護士連合会は、栃木刑務所に対し、平成25年1月22日付け勧告書により、受刑者が、自己の受けた処遇についてその調査を行う弁護士会宛ての信書の発信を求めた場合、原則として検査の必要がないものとして取り扱い、特別の事情がない限り、内容の検査をすることなく信書を発信させるよう勧告しているところである。

貴所においても、受刑者が発信する信書のうち、当会宛てのものにつき、いかなる態様においても内容の確認を行わないよう勧告する。

3 まとめ

よって、第1項記載のとおり、要望及び勧告を行うものである。

以上